

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	東讃建設株式会社	香川県高松市鶴市町 5 7 3 - 4
②	株式会社えびす石材土木	香川県高松市牟礼町牟礼 1 0 5 9
③	株式会社村上組	香川県高松市東ハゼ町 8 7 7
④	株式会社白雪興産	香川県高松市池田町 4 3 9
⑤	株式会社野崎組	香川県高松市香川町大野 1 0 9 5 - 4
⑥	株式会社河野組	香川県高松市鶴市町 6 1 2 - 1
⑦	小橋工業株式会社	香川県高松市国分寺町新名 1 6 3
⑧	城北建設株式会社	香川県高松市郷東町 7 9 6 - 1 2 2
⑨	株式会社中塚工業	香川県高松市伏石町 1 2 9 9 - 1 1
⑩	株式会社大王	香川県高松市林町 1 5 0 - 2
⑪	三栄工業株式会社	香川県高松市池田町 1 1 8 7 - 1
⑫	株式会社大下組	香川県高松市屋島西町 2 0 1 4 - 2
⑬	株式会社松田工業	香川県高松市高松町 2 4 9 4
⑭	青葉工業株式会社	香川県高松市林町 4 7 5 - 1
⑮	金本建設株式会社	香川県高松市円座町 1 9 3 0
⑯	株式会社誠良興業	香川県高松市春日町 1 2 9
⑰	蓮井建設株式会社	香川県高松市朝日町 4 - 1 4 - 3 9
⑱	株式会社北村組	香川県高松市東山崎町 1 1 2 2
⑲	大一工業株式会社	香川県高松市西ハゼ町 7
⑳	南部開発株式会社	香川県高松市勅使町 2 9 9 - 2
㉑	尾形建設株式会社	香川県高松市塩江町安原上東 1 4 0 7 - 1
㉒	株式会社芝口組	香川県高松市円座町 1 4 2 3
㉓	有限会社篠宮組	香川県高松市多肥上町 9 1 3 - 1
㉔	株式会社つぼみ建設	香川県高松市国分寺町新名 1 2 0 1 - 4

2. 指名停止措置期間

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑯⑰⑲㉑の者

令和 8 年 7 月 2 1 日 から 令和 8 年 9 月 2 0 日 まで (2 ヶ月)

⑩⑭⑮⑱㉒㉓㉔の者

令和 8 年 7 月 2 1 日 から 令和 8 年 8 月 2 0 日 まで (1 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和 8 年 6 月 2 5 日、香川県発注の特定土木一式工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定

し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意した行為を、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒の者においては排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、⑳・㉑・㉒・㉓・㉔の者においては課徴金納付命令を行い、㉕の者については排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表を行った。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第5号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先） ・指名停止措置について 四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通） 契約課長 茅中 正 ○課長補佐 瀬川 晋士
